

山梨県保育教諭確保対策支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県保育教諭確保対策支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とし、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「幼保連携型認定こども園等」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成24年法律第66号)に規定する幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設をいう。

(補助金の交付の対象)

第4条 この補助金の交付の対象は、教育支援体制整備事業費交付金実施要領(平成27年5月21日初等中等教育局長裁定)に基づき、幼保連携型認定こども園等の対象施設に勤務している者であり、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者が行う別表に掲げる養成施設の受講(以下「補助事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)について、交付の対象とする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額と、別表に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、別表に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金交付申請書、実施計画書及び添付書類の様式、提出期限)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象施設の長(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に実施計画書(様式第1号の2)その他必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。この場合において、実施計画書は、対象となる人数分を提出すること。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助事業の補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止又は廃止承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。

(補助事業の遂行)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を遂行するため契約を締結し、経費の効率的支出に努めなければならない。

(事業遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、知事から指示があったときは、事業の遂行状況を記載した書面(任意様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第3号)に完了報告書(様式第4号)その他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、完了報告書は、対象となる者ごとに作成し、提出すること。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金の支払は、補助事業完了後、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月29日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

別表（第4条及び第5条関係）

補助事業 の区分	補助対象経費	実施要件	補助率	補助基準額
保育教諭確 保対策支援 事業	養成施設の受講に 必要な入学料、受 講料（面接授業料、 教科書代及び教材 費を含む。）及び 上記経費の消費税	<p>本事業の対象となる施設 は、幼保連携型認定こども園 及び幼保連携型認定こども園 への移行を予定している施設 であること。</p> <p>本事業の対象となる者は、 次の要件を全て満たすこと。</p> <p>（ア）対象施設に勤務してお り、保育士資格を有してい るが幼稚園教諭免許状を有 しない者（幼稚園教諭免許 状を有しない保育士）であ り、教育職員免許法附則第 19項に基づく幼稚園教諭免 許状授与の所要資格の特例 制度の対象者であること。</p> <p>（イ） 交付金の交付年度内 に、大学において幼稚園教 諭免許状の授与に必要な科 目の受講を開始しているこ と。</p> <p>（ウ） 大学における必要とな る科目修得後、幼稚園教諭 免許状が授与され、幼保連 携型認定こども園等におい て、原則1年以上勤務する こと。</p>	10 / 10	対象者1人 につき 100千円